

津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)に関するパブリックコメントの結果について

1 概要

- (1)意見募集期間 令和2年12月22日(火)から令和3年1月15日(金)まで
 (2)公開方法 市ホームページ、高齢介護課、神守支所、神島田連絡所において閲覧による公開
 (3)提出方法 高齢介護課へ直接郵送、FAX、電子メール、神守支所、神島田連絡所に設置した投函箱
 (4)提出意見 12件(4人)

2 パブリックコメントの「意見(要約)」と「市の考え方」

No.	提出いただいた意見(要約)	市の考え方
1	文字が多く小さいので読みにくい。	文字サイズを大きく修正いたします。また、イメージ図や挿し絵を差し込み、読みやすくなるように修正いたします。
2	介護保険料が高く、負担が大変大きいので値上げしないでほしい。	超高齢社会を迎えるにあたり、介護給付費等の増加により保険料の増加はどうしても避けられないのが現状です。少しでも負担が少なくなるよう、所得区分や乗率を見直し、また、給付の適正化により、給付費の抑制を図り、負担軽減を進めていきたいと考えています。
3	認知症サポーターの活動は高齢者を思う人にとって受け入れやすい活動であるが、オレジンリングの保有者は少なく、啓蒙活動が必要と思う。	認知症の普及啓発について、本計画では、基本方針3-1認知症との共生において記載しております。 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会を構築していくためには、認知症について正しく理解することが重要であり、認知症の普及啓発を推進いたします。
4	地域包括支援センターが遠く、相談するのに困る。中学校区内に家族相談に特化した窓口を設け、相談しやすい体制にならないのか。	地域包括支援センターの相談体制について、本計画では、基本方針1-1地域包括ケアの強化において記載しております。 地域包括支援センターでは、来訪することが困難な方に向けて、電話相談窓口を設け、また、直接お会いする必要がある場合は、ご自宅へ訪問するなど相談しやすい体制に努めております。
5	認知症の早期発見・早期対応をするため、健康診断の際に軽度認知障がい(MCI)も診断できるようにしてほしい。	認知症の早期発見・早期対応について基本方針3-2認知症の予防に記載してあります。 認知症ケアパスや認知症初期集中支援チーム等を活用し、認知症の早期発見・早期対応に努めてまいります。
6	要支援や要介護の状態になる前から生活支援の情報が分かると安心できると思う。	生活支援サービスについて、本計画では、基本方針2-2高齢者の日常生活支援の充実において記載しております。 各関係機関と協力し生活支援サービスの実施を検討する協議体において、サービス提供体制の整備を進めていくこととしております。

No.	提出いただいた意見(要約)	市の考え方
7	介護認定非該当でも、年齢や生活状況を鑑みて、自立支援の一環と認められる場合に住宅改修などが行えると良いと思う。	今回募集した案に関するご意見ではありませんが、今後の参考にさせていただきます。
8	認知症を発症した人が現役世代の場合、退職せざるえないことが多くあるので、会社が認知症を正しく理解してもらえるように、会社へ働きかけをしてはどうか。	認知症の普及啓発について、本計画では、基本方針3-1認知症との共生において記載しております。 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会を構築していくためには、会社にも認知症を正しく理解していただく必要があると考えておりますので、世代や職域にかかわらず、認知症についての普及啓発を推進いたします。
9	世界アルツハイマーデー及び月間の取組について、ポスターやチラシのデザインを市民より募ることで、市民参加を促してはどうか。	世界アルツハイマーデー及び月間の取組について、本計画では、基本方針3-1認知症との共生において記載しております。 今回のご意見を参考にさせていただき、世界アルツハイマーデー及び月間に認知症の普及啓発を推進いたします。
10	認知症の人の行動による損害賠償に対して、補償する保険の補助があると安心できると思う。	一部の自治体においては、認知症の人が第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合、補償する保険に加入する制度があり、今後、他自治体の状況を調査・研究してまいります。
11	飲食店において、認知症を正しく理解しているお店と分かれば、認知症の人や家族が利用しやすくなるので、認知症を正しく理解しているお店を把握し発信する取組を望む。	認知症の普及啓発について、本計画では、基本方針3-1認知症との共生において記載しております。 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会を構築していくためには、認知症について正しく理解することが重要であります。そのため、飲食店だけでなく様々な業種の方に認知症を正しく理解してもらえるように普及啓発を推進いたします。
12	地域包括支援センターは、相談窓口であるとの記載があるが、市内には複数の地域包括支援センターがあるので、どの地域包括支援センターに相談すれば良いかわからない。	地域包括支援センターは、北・中・南の3つの地域に高齢者の相談窓口としてを設置しており、お住いの地域によって担当区域を定めております。地域包括支援センターの担当区域がわかるように修正いたします。